

I 調査の概要

1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基礎的事項を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法規

統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び学校基本調査規則（昭和 27 年文部省令第 4 号）

3 調査期日

平成 25 年 5 月 1 日

ただし、「卒業後の状況調査」は平成 24 年度間の卒業者について平成 25 年 5 月 1 日現在。

4 調査の範囲

- (1) 学校教育法第 1 条（以下「法」という。）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (2) 法第 124 条に規定する専修学校
- (3) 法第 134 条に規定する各種学校
- (4) 法第 18 条に基づく就学の免除又は猶予を受けた学齢児童及び学齢生徒
* 国立の学校には、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を、公立の大学には、公立大学法人の設置する大学をそれぞれ含む。

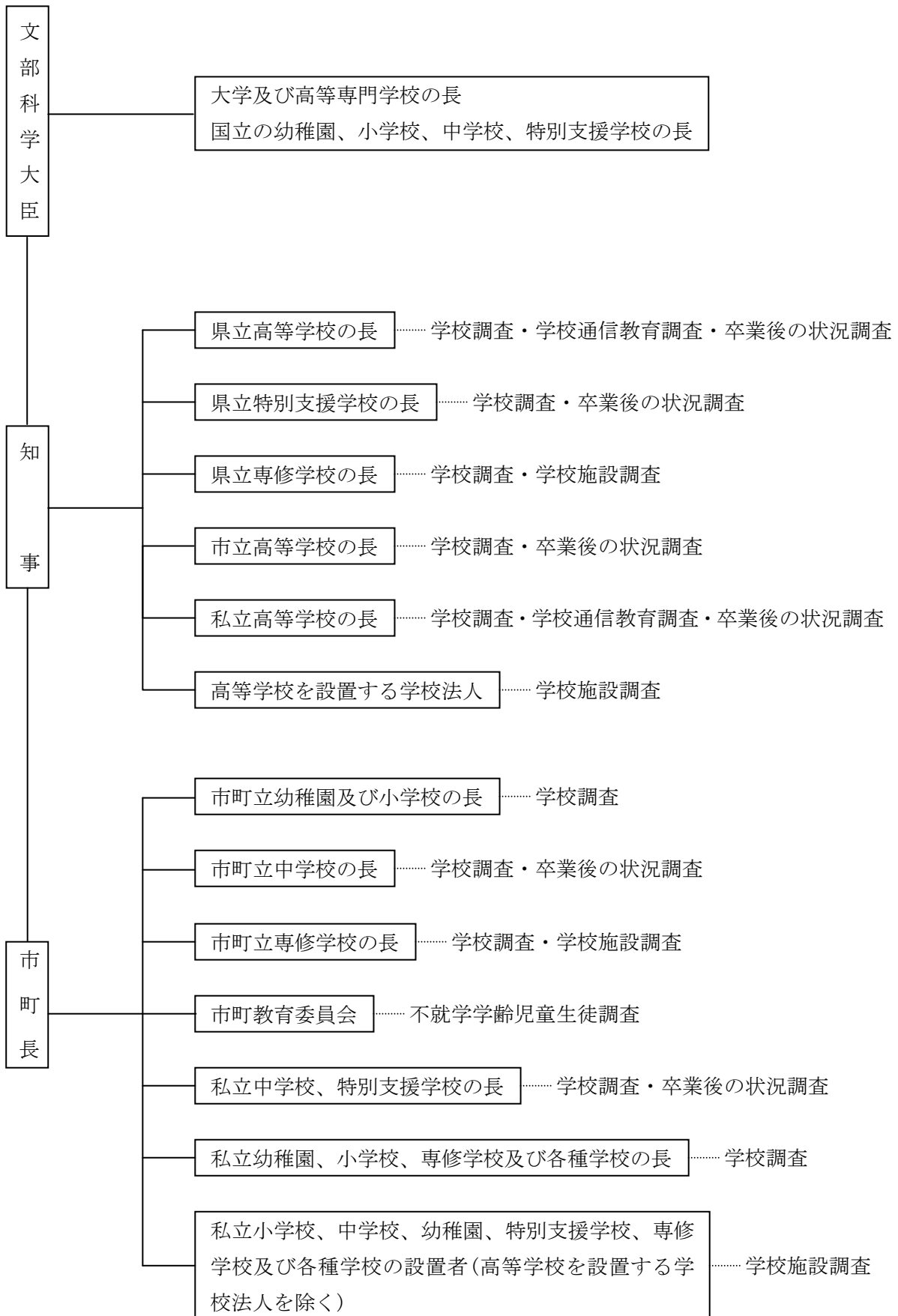
5 調査の方法

申告者が調査票に直接記入する自計申告による全数調査

6 調査の区分・事項及び申告者

調 査 の 区 分	調 査 事 項	申 告 者
学 校 調 査	学科・課程・学級数、幼児・児童・生徒の在籍状況及び長期欠席者数、教職員数、入学者数及び卒業生数等	学 校 の 長
学校通信教育調査	入学者数、卒業生数、退学者数及び単位修得者数、在籍状況、教職員数等	通信制課程を置く高等学校の長
卒業後の状況調査	中学校、高等学校、特別支援学校（中学部及び高等部）卒業生の進路状況等	中学校、高等学校、特別支援学校の長
不就学学齢児童生徒調査	学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、居所不明又は死亡した学齢児童生徒の数	市町教育委員会等
学校施設調査	私立学校、専修学校及び各種学校の土地建物の用途別・構造別面積等	私立学校設置者及び専修・各種学校の長

7 調査系統



8 用語の説明

- (1) 単式学級 …… 同学年の児童生徒で編制されている学級をいう。
- (2) 複式学級 …… 2以上の学年の児童生徒で編制されている学級をいう。
- (3) 特別支援学級 …… 法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制されている学級をいう。
- (4) 長期欠席者 …… 平成25年3月31日現在の在学者のうち、平成24年度間（平成24年4月1日～平成25年3月31日）に連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒をいう。
- (5) 児童（生徒）1,000人
当たりの長期欠席者数 ……
$$\frac{\text{長期欠席者数（平成24年度間）}}{\text{児童・生徒数（平成24年5月1日現在）}} \times 1000$$
- (6) 帰国児童・生徒 …… 海外勤務者等の子どもで、引続き1年を超える期間海外に在留し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に帰国した児童生徒のうち、平成25年5月1日に在学している者をいう。
- (7) 高等学校専攻科 …… 高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究の指導を目的として設けられた修業年限1年以上の課程をいう。
- (8) 高等学校別科 …… 専攻科と同様の入学資格を有する者に対して簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的として設けられた修業年限1年以上の課程をいう。
- (9) 総合学科 …… 普通教育及び専門教育の選択履修を旨として総合的に施す学科をいう。
- (10) 専修学校の課程
- ① 高等課程 …… 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
- ② 専門課程 …… 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
- ③ 一般課程 …… 特に入学資格を定めない課程をいう。
- (11) 高等学校等進学者 …… 高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、高等専門学校並びに特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者をいう。
- (12) 高等学校卒業生 …… 平成25年3月の本科卒業生。専攻科、別科及び通信課程の修了者は除く。年度途中（平成24年4月1日～平成25年3月31日）に卒業を認められた者も含む。
- (13) 大学等進学者 …… 大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学（別科）、高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科へ進学した者をいう。
- (14) 専修学校（一般課程）等入学者 …… 専修学校の一般課程、各種学校へ入学した者をいう。（高等学校及び特別支援学校高等部の卒業生で、専修学校の高等課程に入学した者を含む。）

- (15) 公共職業能力開発 …… 公共職業能力開発施設等へ入学（所）した者をいう。
施設等入学者
- (16) 左記以外の者 …… 家事手伝いをしている者、外国の高等学校・大学等に入学した者、その他進学（入学）者や就職者に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者をいう。

(17) 進 学 率 …… $\frac{\text{進学者数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$

(18) 就 職 率 …… $\frac{\text{就職者総数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$

※ 就職者総数には、進学者、専修学校（一般課程）等入学者及び公共職業能力開発施設等入学者のうち、就職している者を含む。

- (19) 就学猶予者 …… 法第 18 条の規定に基づき、就学義務を一定期間猶予された者
- (20) 就学免除者 …… 法第 18 条の規定に基づき、就学義務を免除された者